

都 税 だ よ り

－ 都税についてのお知らせ －

昨年度に引き続き、令和7年度も

小規模非住宅用地の

固定資産税・都市計画税を減免します 23 区内

減 免 対 象 一画地における非住宅用地の面積が 400 ㎡以下であるもののうち 200 ㎡までの部分
ただし、個人又は資本金・出資金の額が 1 億円以下の法人等が所有するものに限ります。

減 免 割 合 固定資産税・都市計画税の税額の 2 割

減 免 手 続 減免を受けるためには、申請が必要です。
申請期限は **令和7年 12 月 26 日(金)** です。
まだ申請をしていない方で、小規模非住宅用地を所有していると思われる方には、9月までに「固定資産税の減免手続きのご案内」をお送りしています。減免の要件を確認のうえ、申請してください。

※ 同一区内で前年度に減免を受けた方で用途を変更していない方は、新たに申請する必要はありません。

※ こちらの申請については、インターネットでのお手続きもできます。

【お問合せ先】土地が所在する区にある都税事務所

都税の納付は

キャッシュレスで

都税 キャッシュレス

検索